



「創業支援事業」
創業準備室入居者紹介!
香り処 穂の香

あなたの近くで
あなたが輝く香りをプロデュースします
創業して1年、栃木商工会議所の
創業準備室にオフィスを構え、キャン
ピングカーで店舗展開をしている
香り処 穂の香の天然100%のアロマ
調香師 館野と申します。

住所：〒328-8585
栃木市片柳町2-1-46
栃木商工会議所内3F
創業準備室
営業時間：10:00~17:00
電話：090-3691-6842

ご自宅の駐車場をお借りし、キャンピングカーの中で3時間、お話をしながらオンリーワンの香水と一緒に創り上げる仕事をしています。自分が、心身共にダメージを受けた経験から、癒しの大切さを実感しました。“潤いのある生活を。輝きのある人生を。”をコンセプトに活動しています。香り処 穂の香では、ほんのりと香りが漂う中、ホッとする場所を提供してまいります。
どうぞよろしくお願致します。

来たけ〜見たけ〜食ったけ〜
とちぎでのんびり
第12回
あそ雛まつり
開催報告
去る2月21日〜3月10日の
28日間に亘り、蔵の街大通り
を中心に、あそ雛まつりを
開催した。
期間中は、雛人形や児童の
描いた塗り絵が数多く飾られ、
街中を彩った。



おひな様アカデミー開催風景

また各種の体験型イベント
では、市民や観光客が参加し、
あそ雛まつりを通し日本の
伝統文化を身近に感じること
ができるまつりとなった。

第215回 珠算検定試験
平成31年2月10日(日)

	受験者数	合格者数	合格率
1級	9	2	22.2%
2級	20	8	40.0%
3級	19	12	63.2%
4級	4	2	50.0%
5級	3	2	66.7%
6級	3	3	100.0%
合計	58	29	50.0%

第151回 簿記検定試験
平成31年2月24日(日)

	受験者数	合格者数	合格率
2級	95	14	14.7%
3級	36	24	66.6%
合計	131	38	29.0%



日商検定実施報告

4月の定例相談会
経営相談
毎週月曜日
午前9時〜午後5時
商工法律相談
毎週火曜日
午前9時〜午後5時
労務雇用相談
毎週水曜日
午前9時〜午後5時
金融相談
毎週木曜日
午前9時〜午後5時
知的財産権相談
毎週金曜日
午前9時〜午後5時
ご相談は、ご連絡の上ご
来所下さい
(23) 3 1 3 1

企業サポート情報

- 16 木 ビジネススキルセミナー(会議所)
- 2 火 正副会頭会議(会議所)
- 3/29~4/7 日 曜 4 月 予定事業(開催場所)
- 金 太平山桜まつり(太平山)

4月の予定ビジネスカレンダー

平成31年度「協会けんぽ」の保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の31年度の健康保険料率は据え置きです。また、介護保険料率は現在の1.57%から1.73%へ引き上げとなります。変更時期は31年4月納付分からとなります。

健康保険料率	現行	平成31年4月納付分~	介護保険料率	現行	平成31年4月納付分~
	9.92%	9.92%(据え置き)		1.57%	1.73%(+0.16%)

※40歳から64歳の方は、介護保険料率が加わります。

月収30万円の場合 ... 介護保険料：労使で月額480円増額
詳しい内容は <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/> でご確認ください。
協会けんぽ栃木支部 028-616-1692

青年経営者会NEWS

る・じょーむ

Le Jeune homme

NO.375 平成31年 3月10日発行 ●編集/青年経営者会

2月例会 「企業力・経営力向上セミナー」を開催

去る2月25日、当所において、2月例会「企業力・経営力向上セミナー」(主管:率先委員会)を開催し、総勢46名が出席した。

セミナーは2部構成で行われ、第1部では、(株)エイチ・イーエル 取締役副代表の太田敬治氏より、国の施策の基礎知識と小規模企業支援施策について、消費税増税の諸問題について講話された。構造変化による様々な経営課題に対し、今後どのように事業を継続させるか、また、課題解決のために各種助成金や補助金をどのように活用していくかなどについて詳しく解説された。更に、10月からの消費税増税については、軽減税率対象事業者のことと思いがちだが、増税に伴う対策については全業種が対象であると解説された。講演の最後に、「変化する中で時代にどのように向き合っていくのかが大切だ」と訴えた。

第2部では、当会監事田邊勇輝氏(タナベ労務管理事務所 代表)が、働き方改革の中長期的な課題をテーマに講話された。働き方改革関連法案(詳細は下記のとおり)の施行の背景を踏まえ、何を



(株)エイチ・イーエル
取締役副代表 太田 敬治 氏



タナベ労務管理事務所
代表 田邊 勇輝 氏

しているのか、また、それに伴う事業者の対応について解説された。「時代に取り残されない意識変革のタイミングであり、そもそもの『働き方』『働かせ方』を変革するタイミングである」と話した。

今回のセミナーで学んだ事を踏まえ、経営環境や社会の変化に適応するため、今後の事業に活かしていきたい。また、引き続き勉強の機会をもちたいと感じた。

講師を務めていただいた太田様、田邊様に感謝申し上げます。

率先委員会委員長 池口 徹



参加者による集合写真

働き方改革を推進するための関係法律整備について

時間外労働の上限規制

施行 大企業:2019年4月~ 中小企業:2020年4月~
内容

時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、

- ・時間外労働 年720時間以内
- ・時間外労働 + 休日出勤 月100時間未満、2 ~ 6か月平均80時間以内とする必要があります。

原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。

法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。

年次有給休暇の確実な取得の義務

施行 2019年4月~(全企業)

内容 使用者は、年次有給休暇が10日以上付与されている労働者(6か月以上勤務し、全労働日の8割以上出勤している労働者(管理監督者含む))に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して年次有給休暇を取得させることが義務付けられました。